



## 様式第7号（第2面）

### 提出上の注意

この支給申請書は、1 正社員化コース、2 人材育成コース、3 処遇改善コース(1)賃金規定等改定、(2)健康診断制度、(3)賃金規定等共通化、(4)短時間労働者の労働時間延長、のうち今回実施したコースの別添様式とともに、当該コース内訳（第2面）に記載された支給申請期間内に必要書類を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「労働局」といいます。）に提出（※1）してください。

また、派遣型の有期実習型訓練（※2）を実施し人材育成コースの申請を行う場合は、派遣先事業主と派遣元事業主が共同してこの支給申請書と必要書類を作成・準備し、派遣先事業主が労働局に提出してください。

なお、複数のコースの支給申請を同時に行う場合において、重複する必要書類はいずれかを省略することができます。

（※1）公共職業安定所を経由して労働局に提出することができる場合もあります。詳細については、労働局へお問い合わせください。

（※2）共同して訓練実施計画を作成し紹介予定派遣に係る派遣労働者に訓練を実施する派遣元事業主及び派遣先事業主が実施する有期実習型訓練をいいます。

### 記入上の注意

この支給申請書は、次の点に注意して記入してください。

- 「労働局処理欄」には記入しないでください。
- 申請者が代理人の場合は、本助成金の支給に係る「事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記入（押印不要）し、「代理人又は事務代理人・提出代行者」欄に代理人の所在地、名称及び氏名を記入し押印してください。  
また、申請者が社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）第16条第2項に規定する提出代行者または同施行規則第16条の3に規定する事務代理人の場合は、「事業主」欄に事業主の所在地、名称及び氏名を記入・押印し、「代理人又は事務代理人・提出代行者」欄に事務代理人・提出代行者の所在地、名称及び氏名を記載し押印してください。
- ①欄は、労働局長の認定を受けた「キャリアアップ計画書」の受理番号を記載してください。
- ⑥欄は、転換日又は直接雇用日より前に青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」といいます。）第15条の認定を受け、支給申請日においても引き続き若者雇用促進法に基づく認定事業主である場合は「有」にチェックをしてください。
- ⑨欄は、人材育成コースについては訓練計画届の提出時に確認した企業規模で支給を行いますので、訓練計画届の提出時の企業規模にチェックをつけてください。
- ⑫欄は、今回支給申請を行うコースについて、該当する番号をすべて○で囲んでください。
- ⑬欄は、今回の支給申請を行う対象労働者について、国又は地方公共団体の助成金・奨励金・補助金等の支給申請又は受給の有無について○で囲んでください。
- 派遣型の有期実習型訓練を実施し人材育成コースの申請を行う場合は、本様式に派遣先事業主に係る事項を記載してください。

### 申請にあたっての留意点（全コース共通）

※ 有期契約労働者等は、次のア又はイのいずれかに該当する者です。

ア 期間の定めのある労働契約を締結する労働者（aの短時間労働者及びbの派遣労働者のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む。）

イ 期間の定めのない労働契約を締結する労働者（aの短時間労働者及びbの派遣労働者のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者を含む。）であつて、正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員および短時間正社員以外のもの

- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条において規定される短時間労働者（同一の事業所に雇用される通常の労働者より1週間の所定労働時間が短い者をいう。）
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条において規定される派遣労働者

1 事業主が次のいずれかの要件に該当する場合は、本助成金は支給されません。

イ 本助成金の支給に係る事業所において、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で、3年間の不支給措置がとられている事業主

ロ 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。）第2条第4項に規定する「保険年度」をいう。）の労働保険料（同法第41条により徴収する権利が消滅しているものを除く。）を納付していない事業主（支給申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く。）

ハ 本助成金の支給に係る事業所において、支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反（船員に適用される労働関係法令違反を含む。）を行った事業主

ニ 本助成金の支給に係る事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（同条第1項第1号又は第2号に該当するものに限る。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っている事業主

ホ 暴力団関係事業主（以下の(イ)又は(ロ)に該当する者をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主

事業主又は事業主の役員等（事業主が個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であるとき

(ロ) 暴力団が実質的に経営を支配する事業主に準ずる事業主

- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている事業主
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業主
- 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業主

ヘ 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第35条第1号に規定する倒産をいう。）している事業主（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業主であつて、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）

※この他にも各コースによって決められている要件がありますので、各コースの別添様式（第2面）もご覧ください。

2 支給申請時点において、支給の対象となる対象労働者について、事業主都合による解雇をしていた場合には助成金の支給を行いません。

3 労働局長が、助成金の支給に関して必要があると認めるときは、調査又は報告を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。  
なお、調査又は報告の際に求められた書類等を提示又は提出できない場合や調査又は報告を正当な理由なく拒否する場合は、助成金の支給を行いません。

4 助成金の支給申請に当たって労働局に提出した書類等（職業訓練等の実施に要した費用の支出に関する証拠書類を含む）については、当該支給申請に係る最後の支給日が属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管してください。

5 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。返還に関しては、受給した日の翌日から返還を終了する日までの期間に対し、年5%の利息を付します。

6 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受け、又は受けようとした事業主については、一定期間雇用保険法に基づく助成金等の申請ができなくなります。

7 代理人が申請する場合にあつては、委任状（写しでも可）を添付してください。

8 助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、パンフレットをご覧ください、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。